

国自基第43号
令和8年6月4日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～84. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成27年11月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた<u>自動車</u></p> <p>86.～94. (略)</p> <p>95. 適用関係告示第 54 条第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 型式指定を受けた自動車、<u>型式認定を受けた自動車</u>、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車</p> <p>96.～168. (略)</p> <p>169. 適用関係告示第 9 条第 58 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）<u>と</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～94. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第28条第 1 項表第15号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成27年11月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた<u>自動車とする。</u></p> <p>86.～94. (略)</p> <p>95. 適用関係告示第54条第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 型式指定を受けた自動車、<u>多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</u>、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車</p> <p>96.～168. (略)</p> <p>169. 適用関係告示第 9 条第58項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）<u>とする。</u></p>

(2) (略)

170.～215. (略)

216. 適用関係告示第31条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(2) (略)

(3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

(4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

(5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

216.～278. (略)

279. 適用関係告示第31条の2第3項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(2) (略)

(3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(4) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受け

(2) (略)

170.～215. (略)

216. 適用関係告示第31条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(2) (略)

(3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

(4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

(5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

216.～278. (略)

279. 適用関係告示第31条の2第3項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(2) (略)

(3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(4) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受け

た自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの

- (5) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの

(7) (略)

280. 適用関係告示第31条の2第3項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)~(2) (略)

(3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの

(5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの

(6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの

た自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの

- (5) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの
- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの

(7) (略)

280. 適用関係告示第31条の2第3項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)~(2) (略)

(3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）

(4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの

(5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの

(6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時側方照射灯の性能が同一であるもの

(7) (略)

281.～294. (略)

295. 適用関係告示第4条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、特定共通構造部を備えた自動車であって次に掲げる自動車とする。

(1) 令和10年9月1日（輸入された自動車にあつては令和11年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）を除く。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和10年8月31日（輸入された自動車にあつては令和11年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同様でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

(2) 令和12年9月1日（輸入された自動車にあつては令和13年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを

(7) (略)

281.～294. (略)

295. 適用関係告示第4条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和10年9月1日（輸入された自動車にあつては令和11年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和10年8月31日（輸入された自動車にあつては令和11年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同様でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）とする。

(新設)

(新設)

受けた自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）に限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」 1. に規定する対象装置の性能が令和 12 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 13 年 8 月 31 日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して 10 月を経過したものに限る。）

296. ～316. （略）

317. 適用関係告示第19条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(5) （略）

318. ～321. （略）

322. 適用関係告示第13条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本

296. ～316. （略）

317. 適用関係告示第19条第12項及び第21条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) ～(5) （略）

318. ～321. （略）

（新設）

構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料
漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

323. 適用関係告示第14条第46項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

324. 適用関係告示第52条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱い

を受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

325. 適用関係告示第4条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和7年4月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和7年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和7年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の

(新設)

種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

326. 適用関係告示第 29 条第 23 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(新設)

- (1) 令和 8 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (3) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和 8 年 8 月 31 日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの

327. 適用関係告示第 30 条第 16 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、前項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「前部霧灯」と読み替えるものとする。

(新設)

328. 適用関係告示第 31 条第 11 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「側方照射灯」と読み替えるものとする。

(新設)

- | | |
|--|------|
| <p><u>329.</u> 適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「低速走行時照射灯」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>330.</u> 適用関係告示第 32 条第 14 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「車幅灯」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>331.</u> 適用関係告示第 33 条第 10 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「前部上側端灯」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>332.</u> 適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「昼間走行灯」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>333.</u> 適用関係告示第 34 条第 6 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「前部反射器」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>334.</u> 適用関係告示第 35 条第 14 項及び第 15 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「側方灯及び側方反射器」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>335.</u> 適用関係告示第 36 条第 9 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「番号灯」と読み替えるものとする。</p> | (新設) |
| <p><u>336.</u> 適用関係告示第 37 条第 15 項の「国土交通大臣が定める自</p> | (新設) |

動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「尾灯」と読み替えるものとする。

337. 適用関係告示第 38 条第 12 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「後部霧灯」と読み替えるものとする。 (新設)

338. 適用関係告示第 39 条第 12 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「駐車灯」と読み替えるものとする。 (新設)

339. 適用関係告示第 40 条第 9 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「後部上側端灯」と読み替えるものとする。 (新設)

340. 適用関係告示第 41 条第 7 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「後部反射器」と読み替えるものとする。 (新設)

341. 適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「大型後部反射器」と読み替えるものとする。 (新設)

342. 適用関係告示第 42 条第 17 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「制動灯」と読み替えるものとする。 (新設)

343. 適用関係告示第 43 条第 12 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるの (新設)

は、「補助制動灯」と読み替えるものとする。

344. 適用関係告示第 44 条第 15 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「後退灯」と読み替えるものとする。

(新設)

345. 適用関係告示第 45 条第 23 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第 326 項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「方向指示器」と読み替えるものとする。

(新設)

附 則

本改正規定は、令和 8 年 6 月 4 日から施行する。